筑西市地域防災計画改定支援業務委託仕様書

第１章　総則

第１条　適用範囲

１　本仕様書は、筑西市（以下「甲」という。）が委託する「筑西市地域防災計画改定支援業務（以下「本業務」という。）」の委託に関し、必要な事項を定めるものである。

第２条　履行範囲

１　本業務の受託者（以下「乙」という。）の履行範囲は、契約書及び本仕様書に基づく事項とする。

第３条　目的

１　本業務は、現行の「筑西市地域防災計画」について、国・県地域防災計画の改定内容、改正された防災対策関連法令などを踏まえ、より実践的かつ効果的な計画とするため、計画の改定を行うことを目的とする。

第４条　適用法規等

１　乙は、本仕様書のほか契約規則、関係法規及び上位計画に基づいて業務を実施しなければならないものとする。

第５条　主任技術者

１　乙は、本業務の内容に精通し、関連業務の経験が豊かな者を主任技術者に選任しなければならないものとする。

第６条　提出書類

１　乙は、本業務の着手時に着手届、主任技術者届、業務実施計画書及び工程表を、完了時には完了届を提出し、甲の承認を受けなければならないものとする。

第７条　電子ファイル

１　乙は、本業務で作成する文書及び図表は、原則として次のファイル形式で電子データ化しなければならないものとする。

(1)文書・・・・・テキストデータ（Microsoft Word、Excel）

(2)図表・・・・・テキストデータ（Microsoft Word、Excel）

(3)GISデータ・・茨城県統合型GIS搭載フォーマット（Shape形式）

第８条　検査

１　乙は、成果品の提出後速やかに、甲の検査を受けなければならないものとする。

第９条　成果品の瑕疵

１　納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに甲の指示に従い必要な処理を乙の負担において行うものとする。

第１０条　成果品の帰属

１　本業務における成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用、流用してはならない。

第１１条　関係官公署との折衝

１　本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合は、甲乙協議の上、甲の指示を受けて乙が折衝するものとする。

第１２条　資料の借用

１　乙が、甲または第三者から本業務に必要な資料を借用する際は、乙は借用書を提出し、資料の破損、汚濁、亡失のないように取り扱いには十分な注意を払うとともに、借用期限内に返却しなければならないものとする。

２　なお、甲が所有する資料は、無償で乙に貸与するものとし、甲以外の第三者が所有する資料の借用が必要な場合は、甲は出来る限りの協力をするものとする。

第１３条　秘密保持、中立性

１　乙は、遂行上知り得た事項を第三者に漏洩してはならないものとする。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならないものとする。

第１４条　個人情報保護への配慮

１　乙は、個人情報に関わる管理責任者ならびに保管場所を定め、適切に取り扱うとともに厳重に管理しなければならないものとする。

第１５条　損害の賠償

１　本業務遂行中に乙が、甲並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。損害賠償の責任は乙が負うものとする。

第１６条　疑義

１　本仕様書に記載のない事項及び本仕様書について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、甲の指示に従い、業務を遂行するものとする。

第１７条　納期及び納入場所

１　本業務の納期は、契約締結の翌日から平成３１年２月２８日までとし、納入場所は、筑西市市民環境部消防防災課とする。

第２章　業務内容

第１８条　業務の内容

１　本業務の内容は、以下の通りとする。

(1)地域防災計画の改定

(2)計画準備

(3)資料収集整理

(4)重要事項の検討

(5)地域防災計画（震災対策計画編）の修正

(6)地域防災計画（総則・風水害対策計画編）の修正

(7)地域防災計画（資料編）の修正

(8)関係機関との調整及び茨城県への確認等の支援

(9)地域防災計画（概要版）の作成

(10)電子データ成果品作成

第３章　地域防災計画の改定

第１９条　計画準備

１　乙は、計画準備として、本業務遂行の手法・スケジュール等について記した業務実施計画書を作成するものとする。

第２０条　資料収集整理

１　乙は、甲における災害危険情報、防災対策資料、組織に関する資料等の地域防災計画改定に関わる資料及び近年の災害の教訓、また、国・茨城県等により調査・整備されている各種資料の収集整理を行う。

第２１条　重要事項の検討

１　乙は、現在の地域防災計画をもとに、計画改定のための以下の重要事項につき検討を行うものとする。

(1)防災本部体制・対策の検討

筑西市本庁舎（スピカビル）と災害担当課が別庁舎に所在しているため、災害時の連携に支障をきたすおそれがある。災害対策本部の設置を含めた対応策を検討する。

(2)鬼怒川水害への対応の検証及び今後の防災対策の見直し

鬼怒川水害を経験した他自治体の教訓をもとに、災害時事務分掌、対策方針などの見直しを行う。

(3)災害時重要事項の検証

災害時の避難所、医療、食料等の供給などの重要項目について、「実現性」「具

体性」等について検証を行い、現実的な対策の検討を行う。

第２２条　地域防災計画の改定

１　乙は、現行地域防災計画につき、国・茨城県の防災計画見直し方針や計画策定時からの経年変化による修正を行うとともに、第２１条で検討した結果を計画に反映させ、地域防災計画を改定するものとする。なお、基本的な章立ては、現行地域防災計画と同様のものとする。

(1)地域防災計画（震災対策計画編）

(2)地域防災計画（総則・風水害等対策計画編）

第２３条　地域防災計画（資料編）の修正

１　乙は、現行地域防災計画の資料編につき、他自治体の例や近年の傾向及び当該資料の必要性を検討の上で修正を行うものとする。

２　電子化可能な資料については、電子化を行うものとし、甲が別途指示する資料については、茨城県域統合型GISにデータ搭載を行うものとする。

第２４条　関係機関との調整及び茨城県への確認等の支援

１　乙は、甲庁内調整、関係機関（国・茨城県等）調整、パブリックコメント、防災会議等について必要な支援を甲に行うものとする。

第２５条　地域防災計画（概要版）の作成

１　乙は、市民等への公表資料として、修正した地域防災計画を分かり易くした概要版（１５頁程度）を作成するものとする。作成した概要版は、甲ホームページへの掲載、甲で簡易にプリントアウト可能なように、PDFデータで作成するものとする。

第４章　成果品

第２６条　成果品

１　本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1)地域防災計画（関係機関用：コピー）　５０部

(2)地域防災計画（防災会議用：コピー）　５０部

(3)地域防災計画（震災対策計画編）　２５０部

(4)地域防災計画（総則・風水害等対策計画編）２５０部

(5)地域防災計画（資料編）　２５０部

(6)地域防災計画概要版（PDF）

(7)その他甲乙協議の上必要と思われるもの